第三章　検査及び証明

第七規則　化学薬品タンカーの検査及び証明

第八規則から第十規則までの規定にかかわらず、適用される国際バルクケミカルコード又はバルクケミカルコードの規定に基づき条約の締約国が検査し、及び証明した化学薬品タンカーは、これらの規則に適合したものとみなし、当該コードに基づいて発給される証書は、第九規則に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

第八規則　検査

1　ばら積みの有害液体物質を運送する船舶は、次に定める検査を受ける。

1.1　船舶の就航前又は第九規則の要求する証書が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査には、この附属書が当該船舶に適用される限り、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料の完全な検査を含める。この検査は、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

1.2　第十規則2及び5から7までの規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行われる更新検査。この検査は、構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

1.3　証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行われる中間検査。この中間検査については、1.4に定める年次検査の一に代えて行うものとし、設備並びに関連するポンプ及び管系がこの附属書に定める関係要件に完全に適合しており、かつ、良好な作動状態にあることを確保するものとする。この検査を行つた場合には、第九規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

1.4　証書の検査基準日の前後三箇月以内に行われる年次検査。この年次検査においては、1.1に規定する構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料が3の規定に従つて維持され、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保するため、これらの構造、設備、装置、取付け物、配置及び材料についての全般的な検査を行う。この検査を行つた場合には、第九規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

1.5　3に規定する調査の結果に基づき修繕が行われた場合又は重大な修繕若しくは取替えが行われた場合には、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。この検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確認するとともに、その修繕又は取替えの材料及び工作がすべての点において満足なものであること並びに船舶がすべての点においてこの附属書に定める要件に適合することを確保するものとする。

2.1　この附属書の実施に関する船舶の検査は、主管庁の職員が行う。もつとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。

2.2　2.1に規定する団体は、国際海事機関が決議A七三九（一八）によつて採択した指針及び決議A七八九（一九）によつて採択した仕様（附属書に適用される改正手続に関する条約第十六条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる同機関による改正を含む。）を遵守する。

2.3　2.1の規定によつて検査を行う検査員を指名し、又は団体を認定する主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に対し少なくとも次のことを行う権限を与える。

2.3.1　船舶の修理を要求すること。

2.3.2　寄港国の当局からの要請に応じて検査を行うこと。

2.4　主管庁は、指名した検査員又は認定した団体に与える権限についてその責任の範囲及び条件を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国の職員が了知するよう締約国に対しその通報を回章に付する。

2.5　指名された検査員又は認定された団体は、船舶若しくはその設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合又は船舶若しくはその設備の状態が航行に際して海洋環境に不当に害を与えると認める場合には、速やかに是正措置がとられることを確保するものとし、主管庁に通報する。是正措置がとられない場合には、証書を回収するものとし、速やかに主管庁に通報する。船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この第八規則に基づく義務の遂行に必要な援助を与える。寄港国の政府は、当該船舶が海洋環境に不当に害を与えることなく航行すること（利用可能な最寄りの適当な修理施設へ向かう目的で出港することを含む。）ができるようになるまで、当該船舶を航行させないための措置をとる。

2.6　主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

3.1　船舶及びその設備の状態は、船舶が海洋環境に不当に害を与えることなく航行することを確保するため、すべての点において条約に適合するように維持する。

3.2　1の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる構造、設備、装置、取付け物、配置又は材料の変更を行つてはならない。ただし、これらの設備又は取付け物を直接交換する場合を除く。

3.3　船舶に事故が生じた場合又は船舶の保全性若しくはこの附属書の適用を受ける設備の実効性若しくは完全性に実質的な影響を及ぼす欠陥が発見された場合には、当該船舶の船長又は所有者は、できる限り速やかに当該船舶への証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、1の規定により要求されるような検査が必要であるかないかを決定するための調査を開始する。当該船舶が他の締約国の港にある場合には、当該船舶の船長又は所有者は、当該他の締約国の当局にも速やかに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、この報告が行われたことを確認する。

第九規則　証書の発給又は裏書

1　第八規則の規定に基づく最初の検査又は更新検査の後は、旗国以外の締約国の管轄の下にある港又は係留施設への航海に従事する船舶でばら積みの有害液体物質を運送することが予定されるものに対し、証書を発給する。

2　証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏書をする。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

3.1　締約国の政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この附属書に適合していると認めるときは、当該船舶に対しこの附属書に基づいて証書を発給するか若しくはその発給を認め、又は適当な場合には、船舶の証書に裏書をするか若しくは当該証書の裏書を認める。

3.2　証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行つた主管庁に対してできる限り速やかに送付する。

3.3　このようにして発給する証書には、証書が主管庁の要請に基づいて発給されるものである旨を記載する。この証書は、1の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

3.4　証書は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

4　証書は、付録三に定める様式によつて作成するものとし、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語で記載する。船舶の旗国である国の公用語も使用される場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。